

2022年7月11日

各 位

会 社 名 株式会社ネクスグループ
 代 表 者 名 代表取締役社長 石原 直樹
 (スタンダード市場・コード 6634)
 問 合 せ 先
 役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 齊藤 洋介
 電 話 03-5766-9870

(経過開示) 連結子会社の異動を伴う株式譲渡に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年11月30日付「子会社の異動に関する株式譲渡契約及び基本合意書締結に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社が発行済株式の100%を直接保有する連結子会社であるNCXX International Limited (以下「NCXX International」) の直接保有している株式の全てを、SEQUEDGE INTERNATIONAL LIMITED (以下「SEQUEDGE INTERNATIONAL」) に譲渡すること (以下「本株式譲渡」) を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式譲渡の理由

当社は、2022年7月11日付で、当社が発行済株式の100%を直接保有するNCXX International株式の全てをSEQUEDGE INTERNATIONALに譲渡する契約を締結することに合意いたしました。

当社の連結子会社であるNCXX Internationalは、香港の実店舗におけるアパレル事業を展開しております。しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による内外需要の低下等により、営業損失を計上することとなり、販管費の見直し等のコスト削減施策を中心に、業績回復・将来の成長への基盤を整えるための対策を講じてまいりましたが、早期の事業回復は困難であり、今後主力事業との高い相乗効果は期待できないと判断し、ブランドリテールプラットフォーム事業からの撤退を決定し、NCXX Internationalの株式をSEQUEDGE INTERNATIONALへ譲渡することといたしました。

2. 異動の方法

株式譲渡によります。

3. 異動する子会社の概要

(2022年7月11日現在)

(1) 商 号	NCXX International Limited	
(2) 所 在 地	Room1135-1139 Sun Hung Kai Centre, 30 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong	
(3) 代表者の役職・氏名	Director Wei Zhang	
(4) 事 業 の 内 容	コンサルティング事業等	
(5) 資 本 金	54,567,600HKD	
(6) 設 立 年 月 日	2010年5月13日	
(7) 大株主及び持株比率	当社 100%	
(8) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	当社が当該会社の株式を100%所有しております。

	人的関係	当社の取締役1名が当該会社の取締役を兼務しております。	
	取引関係	該当事項はありません。	
(9) 当該会社の直近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)			
決算期	2019年11月期	2020年11月期	2021年11月期
純資産	△166	△285	△356
総資産	183	148	142
1株当たり純資産(円)	△7	△11	△14
売上高	93	109	140
営業利益	△100	△110	△55
経常利益	△114	△129	△27
当期純利益	△110	△124	△46
1株当たり当期純利益(円)	△4	△5	△2
1株当たり配当金	—	—	—

4. 株式譲渡の相手先の概要

(2022年7月11日現在)

(1) 名称	SEQUEDGE INTERNATIONAL LIMITED	
(2) 所在地	Room 1135-1139, Sun Hung Kai Centre, 30 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong	
(3) 代表者の役職・氏名	Director Kazunari Shirai	
(4) 事業内容	ファッションアクセサリーの小売、美術品・工芸品の売買及び投資	
(5) 資本金	20,000,000HKD	
(6) 設立年月日	2007年12月6日	
(7) 純資産	※1	
(8) 総資産	※1	
(9) 大株主及び持株比率	白井 一成 100%	
(10) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の親会社の役員が自己の計算において過半を保有している会社として、関連当事者に該当いたします。

※1 当該会社は非公開会社であり、財務情報については非開示とすることが求められているため、記載をしております。

5. 支配株主との取引等に関する事項

本株式譲渡は、親会社である株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングスの役員が自己の計算において過半を保有している会社である SEQUEDGE INTERNATIONAL との取引であるため、支配株主その他施行規則に定める者との取引等に該当いたします。

(1) 支配株主その他施行規則に定める者との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社は、2022年2月25日に開示した「支配株主等に関する事項について」の「4. 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況」において、少数株主の保護の観点から、当社の支配株主等との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重

に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応する旨を記載しております。

本株式譲渡に関しては、下記（２）及び（３）に記載のとおり、必要な措置を講じており、上記指針の趣旨に適合していると考えております。

（２）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本株式譲渡の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定報告書の取得

当社は、本株式譲渡価格の公正性・妥当性を確保するため、譲渡価額の決定にあたり、当社、NCXX International 及び SEQUEDGE INTERNATIONAL から独立した第三者算定機関である ONK 総合会計コンサルティング株式会社（以下「ONK 総合会計コンサルティング」）に対し NCXX International の株式価値の算定を依頼し、ONK 総合会計コンサルティングからは 2022 年 2 月 24 日付で、当該会社の株式価値算定報告書を取得しております。

②当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式譲渡に関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、NCXX International 及び SEQUEDGE INTERNATIONAL から独立したリーガル・アドバイザーである出澤総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本株式譲渡に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

③当社における取締役全員の承認と社外役員の確認

当社は、本日開催の取締役会において、ONK 総合会計コンサルティングから取得した株式価値算定報告書を踏まえ、本株式譲渡に関する諸条件について慎重に検討し、本株式譲渡は当社の企業価値向上に寄与するものであるとともに、本株式譲渡の諸条件は妥当であると判断し、本株式譲渡について全会一致で決議致しました。なお、本株式譲渡に関する公正性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、当社は、当社の意思決定機関である取締役会の経営判断の下、独自に意思決定を行うとともに、社外取締役及び社外監査役が、本日開催の取締役会に出席して、本件取引の意思決定が適正に行われていることを確認しております。

（３）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2022 年 7 月 11 日付で、本澤法律事務所の弁護士である本澤順子氏より、本件取引の決定は少数株主にとって不利益ではない旨の意見書を頂いております。本意見書の内容としては、下記のとおりです。

（ア）本株式譲渡の目的

貴社が本株式譲渡を実施する目的は、貴社の慢性的な営業赤字への対応策として、NCXX International を事業継続し続けたとしても、早期の収益改善は困難と判断して、株式譲渡の方法で、ブランドリテールプラットフォーム事業から撤退し、営業損失の計上に歯止めをかけることにあると考えられる。

この点、貴社は前連結会計年度において、ブランドリテールプラットフォーム事業にて、新型コロナウイルス感染症の影響により連結売上高の大幅な減少が生じており、当面の課題として、慢性的な赤字状態が継続していることを挙げている。そして、NCXX International に関しては、その売上高の 90%以上をアパレル事業が占めており、実店舗における販売営業が主力であるため、店舗臨時休業や香港の外出規制等で受けた影響は非常に大きく、貴社グループ下におけるこれ以上の事業継続が困難であると判断をしている。

実際に香港では、NCXX International の店舗が入っているショッピングモールへのワクチン未接種者の立ち入りが禁止となり、合わせて飲食店の営業時間が短縮されると、人手の減少も顕著となった。

また、在宅勤務や巣ごもり生活の普及は、実店舗のみの NCXX International にとっては、その間の完全な営業機会の喪失を意味しており、在庫を抱えたまま、売上高が全く上がらない期間が続くこととなった。

しかし、NCXX International もこの未曾有の危機に当たり、商品 PR を行いつつ、仕入れる商品を厳選することで、当期商品の売れ残りを減らす等の施策にて、売上高の回復と営業赤字の最小化を図った。この目論見は一定程度成功し、売上高も堅調に推移したが、ショップスタッフクラスターによる店舗の臨時休業や時間短縮営業により、想定した売上高は達成できなかった。

なお、香港においては、2021 年 12 月末から新型コロナウイルス感染症の「第 5 波」の流行が始まり、2022 年 2 月に入って状況は深刻化した。2022 年 3 月末頃には、100 万人当たりの 1 日の死者数は 37.6 人と世界最多となり、香港政府は、夕方以降の外出、対面授業、主要各国からの旅客機の乗り入れを禁じて、2022 年 7 月現在も国民全体には自粛ムードと緊張感が高まっている。

上記の香港国内の情勢及び NCXX International の個別事情から、現在の NCXX International が、香港にて黒字化営業を行うには非常に難しい環境であると考えられる。

日本国内を例にとっても、新型コロナウイルスはアパレル業界全体にとって、逆風となっている可能性が高いことが推測でき、客観的に見ても、香港政府による外出規制が行われた際に、実店舗しか持たない企業の売上高が減少することは自明であり、人流が止まることがアパレル業界全体にとって大きな打撃となっていることは疑いようが無いと言える。

以上の状況から、近年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、営業赤字を計上している NCXX International を譲渡するという貴社の決定は、現在アパレル事業全体が置かれている現状と香港政府の対応、それらを踏まえて当面の事業計画を立案、検討し、現状取り得る施策を打ち、それでも黒字営業が困難であると判断した結果であり、かつ、当該判断における考慮事項も合理的なものと考えられるから、相応の合理性が認められる。

本株式譲渡に当たって、貴社代表取締役石原直樹氏（以下「石原氏」）は、貴社社外取締役及び貴社常勤監査役の意見も踏まえつつ、SEQUEDGE INTERNATIONAL の代表取締役である白井一成氏（以下「白井氏」）と交渉・協議を重ねた。

その結果、2022 年 7 月 11 日、NCXX International を株式譲渡する株式譲渡契約が成立し、貴社としては、本株式譲渡が貴社全体の利益に沿ったものであるとの判断に至っている。

以上によれば、本株式譲渡は貴社にとって相応の合理的な目的があるものと認められ、殊更に貴社の少数株主の損害のもと、支配株主その他施行規則に定める者である SEQUEDGE INTERNATIONAL の利益を図ったものとは認められない。

（イ） 交渉過程の手続きの合理性検討

貴社は、NCXX International を譲渡するまでの交渉過程として、2021 年 9 月下旬に売却の方針を定めた後、石原氏と白井氏が交渉を重ね、2021 年 11 月 30 日、事業構造改革の発表と同時に、NCXX International の譲渡に関する基本合意書を SEQUEDGE INTERNATIONAL と締結した。

2022 年 3 月上旬、石原氏は、貴社社外取締役及び貴社常勤監査役に対して、NCXX International の事業計画について説明を行い、貴社の事業構造改革のコンセプトである経営資源の選択と集中に従い、営業赤字の会社に関しては早期に譲渡することで、貴社グループの経営資源の流出を食い止め、貴社グループ全体を守る方針であることを説明して、両者の納得を得た。

石原氏は、白井氏と交渉を行い、最終的に 2022 年 7 月 11 日をもって、両社との間での合意が成立し、本株式譲渡の契約成立となった。

本株式譲渡に係る貴社の情報取得方法と経緯は、SEQUEDGE INTERNATIONAL の代表取締役と貴社代表取締役が直接交渉、協議を行うことで、相手方の情報を取得するというものであり、特段不合理な点はなく、その判断した経緯にも相応の合理性が認められる。

（ウ） 本株式譲渡に基づく譲渡前後における貴社グループの企業価値比較

2022年2月、貴社はNCXX Internationalの事業計画について、社内検討を行った。

まず、NCXX Internationalを貴社グループ下において保有し続けたうえでの、事業継続することの是非について検討した。

そして、NCXX Internationalは現状、営業赤字であり、ウィズコロナにおいて営業黒字とすることは困難であるため、NCXX Internationalを保有するメリットが少ないことを確認した。

次に、本株式譲渡が貴社グループにもたらす最終的なメリット、デメリットを審議した。

株式譲渡におけるメリットとして、①貴社の最も喫緊の課題である慢性的な営業赤字に歯止めがかかり、営業キャッシュフローが改善すること、②ブランドリテールプラットフォーム事業と相対的に比較して、今後の成長可能性が高い新規事業（デジタルコンテンツ事業）に、経営資源の集約化が図れること、③債務超過及び営業赤字にも関わらず、会社を清算すること無く、従業員雇用や店舗等の固定資産が守られることを挙げた。

また、デメリットとして、現在の連結売上高が減少することを挙げた。そして、減少した連結売上高については、デジタルコンテンツ事業により、その補填は可能であると見込まれるため、譲渡するメリットは、デメリットをはるかに上回ると判断し、貴社グループ全体の利益に働く決定である以上、少数株主にとっても不利益な決断にはなっていないと結論付けた。

NCXX Internationalの倒産リスクを回避しつつ、貴社グループの営業利益の黒字化を目指して、貴社グループ全体の企業価値を保持し、向上させるという経営方針は一定の合理性が認められ、貴社グループの株主の利益と従業員雇用を同時に守ることを念頭に置いた貴社の判断には同様の合理性があると思料される。

以上の判断の過程について特段不合理な点はなく、本株式譲渡を決定した貴社の経営判断には相応の合理性があるものと認められる。

(エ) 本株式譲渡以外の他の手段との比較検討

貴社は、本株式譲渡を実施することが貴社にもたらす利益について、他に取得可能な手段がもたらす利益と比較検討した。

まず、貴社がNCXX Internationalを譲渡しないと判断することは、(ウ)に記載のとおり、漫然と営業赤字を計上し続けることと同義であると言わざるを得ない。これは、貴社の慢性的な営業赤字の早期解消という課題解決に反することとなり、貴社にとって取得可能な手段といえる。

次に、NCXX Internationalを会社清算させるという手段との比較についていえば、株式譲渡の手續に比べて会社清算手續は、時間を要すること、従業員の雇用確保ができなくなることの2点から、採用し得なかった手段である。

以上のとおり、貴社は本件の代わりとなり得る手法について株式譲渡以外の選択肢も検討し、これらの手法との比較において本株式譲渡の実施が最適であると判断したものである。そして、かかる比較の手法及び内容について特段不合理な点は認められない。したがって、本株式譲渡の実施は貴社にとって相応の合理性があるものと評価できる。

(オ) 対価の公正性検討

本株式譲渡に関する普通株式の譲渡対価は、ONK総合会計コンサルティングから受領した株式価値算定報告書のNCXX Internationalの普通株式の一株当たりの価値を基準値としている（以下「本件基準株価」）。

本件基準株価は、前述のとおり、本株式譲渡実施時におけるNCXX Internationalの正確な株式価値を算定する目的で、ONK総合会計コンサルティングに依頼し、その結果受領した株式価値算定報告書に基づいている。貴社がNCXX Internationalの株式価値の算定に当たり、ONK総合会計コンサルティングを選んだ理由は、同社の実務経験の豊富さから、非上場の会社の客観的価値の算定に関して精通している会社であると判断したためである。

本株式価値の算定に用いられた時価純資産方式は、未上場会社の評価において実務上多用される傾

向にあり、時価純資産方式を採用した ONK 総合会計コンサルティングの判断には、一定の合理性が認められると思料する。

そして、NCXX International が、株式価値算定の基準日である 2022 年 1 月 31 日から 2022 年 7 月 11 日までの営業活動において、当該株式価値を大幅に上下させる要因と解すべき特段の事情は見当たらない。したがって、本件基準株価は本株式譲渡実施時における NCXX International 株式の価値を客観的に表示しているものと認められる。

そして、貴社は、ONK 総合会計コンサルティングから受領した株式価値算定報告書を用いる前に、社内においても検討を行ったうえで、白井氏との交渉に臨んでいる。また、石原氏は電話やウェブミーティングにより、社外取締役から、支配株主等との取引における留意事項について助言を受け、当該助言と株式価値算定報告書に従って、白井氏と価格交渉を複数回行い、最終的な金額の合意を得た。

以上のとおり、本株式譲渡契約にいたった背景、貴社の抱えている喫緊の課題等を総合考慮すると、本株式譲渡契約における対価には一定程度の公正性が認められる。

(カ) まとめ

以上のとおり、本株式譲渡は、目的及び貴社の企業価値を保持するという観点から、いずれも貴社にとって必要性及び相当性が認められる。特に本株式譲渡が、事業構造改革の一環であることに鑑みれば、本株式譲渡を実行する必要性は高いと考えられる。他方、株式譲渡価格については、株式価値算定報告書に依拠しつつも、社外取締役及び常勤監査役の意見も踏まえ、取引の相手方と交渉協議を重ね、最善の努力を果たした結果の産物であり、交渉過程の手続き及び対価の公正性についても相応の合理性が認められる。

以上述べた各事情を総合的に勘案すると、本件で貴社は、NCXX International を今回のタイミングで譲渡するメリットとデメリットを短期長期の両面で比較したうえで、貴社全体の損害拡大の防止を最優先課題として本株式譲渡を決定したものであると判断できる。これらから、本件取引の決定が貴社の少数株主にとって不利益を与えるものとは解されない。

6. 譲渡株式数、譲渡価額及び異動前後の所有株式の状況

異動前の所有株式数	54,567,600 株 (議決権の数：54,567,600 個) (議決権直接所有割合：100%)
譲渡株式数	54,567,600 株 (議決権の数：54,567,600 個)
譲渡価額	譲渡先との間の守秘義務により非公表とさせていただきます。
異動後の所有株式数	0 株 (議決権の個数：0 個) (所有割合：0%)

7. 日程

(1) 取締役会決議日	2022年 7 月 11 日
(2) 株式譲渡契約締結日	2022年 7 月 11 日
(3) 株式譲渡契約実行日	2022年 7 月 11 日

8. 今後の見通し

本株式譲渡により、NCXX International は当社の連結の範囲から除外されます。

なお、本株式譲渡に伴い、2022 年 11 月期の連結財務諸表に与える影響につきましては、精査中であり、今後開示すべき事項が生じた際には速やかに開示いたします。

以 上